

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

支出元独立行政法人の名称及び法人番号	交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人日本工学教育協会 法人番号5010405009077	論文掲載料	546,480	—	平成27年4月15日 平成27年5月25日 平成27年6月10日 平成27年10月23日 平成27年12月25日 平成28年1月15日 平成28年2月10日	—	公社	国所管
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人土木学会 法人番号5011105004847	論文掲載料	559,600	—	平成27年4月10日 平成27年4月30日 平成27年5月25日 平成27年6月25日 平成27年7月10日 平成27年8月28日 平成27年9月15日 平成27年9月25日 平成27年10月23日 平成27年11月25日 平成27年12月16日 平成27年12月25日 平成28年1月15日 平成28年1月29日 平成28年2月10日 平成28年2月25日 平成28年3月10日	—	公社	国所管
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人電気化学会 法人番号5010005018107	論文掲載料	170,000	—	平成27年5月15日 平成27年6月18日 平成27年6月26日 平成27年10月16日 平成28年1月4日 平成28年1月29日	—	公社	国所管

国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人日本設計工学会 法人番号2011105004833	学会誌掲載料	210,000	—	平成27年4月1日 平成27年7月30日 平成27年12月7日 平成28年1月6日 平成28年1月12日	—	公社	国所管
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人日本都市計画学会 法人番号9010005017641	論文投稿料	163,100	—	平成27年4月6日 平成27年9月7日 平成27年11月2日 平成28年1月5日 平成28年2月10日 平成28年3月15日	—	公社	国所管
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人日本金属学会 法人番号6370005000044	論文投稿料	183,600	—	平成27年7月24日 平成28年3月15日	—	公社	国所管
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人地盤工学会 法人番号1010005016007	論文掲載料	130,500	—	平成27年11月24日 平成28年2月1日	—	公社	国所管
国立高等専門学校機構 法人番号8010105000820	公益社団法人高分子学会 法人番号2010005018860	論文集 別刷代	128,700	—	平成27年5月7日 平成27年11月4日	—	公社	国所管

(この他、会費支出として「平成27年度における公益法人等への会費支出の状況」の表No. 9, 10が該当する。)

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。